

# 地域医療介護総合確保基金(医療分)

「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。

## 【創設の目的】

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、各都道府県・地域の実情に合わせた、医療提供体制の構築が必要。
  - 区分Ⅰ－1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
  - 区分Ⅰ－2 地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更に関する事業
  - 区分Ⅱ 居宅等における医療の提供に関する事業
  - 区分Ⅲ 医療従事者の確保に関する事業
  - 区分Ⅳ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業
- このため、平成26年度から消費増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。（財源 国 2/3 県 1/3 ）

## 地域医療介護総合確保基金(医療分)

### 【従来の「補助金」と異なる点】

- 特定の医療機関が単独で実施・完結する事業ではなく、圏域のニーズがあり、関係機関が連携して実施する事業であること。
- 事業が圏域の病床機能分化につながるもの、又は圏域全体に事業実施による成果が波及し、各圏域の地域医療構想に掲げる課題解決につながる事業であること。
- 事業実施後の成果が、費用対効果の面で優れており、かつ客観的な数値等で表すことが可能であること。
- 原則、国の示す「標準事業例」に基づいた事業であること。

# 基金事業要望の流れ

## 照会

- ・ 医療対策課から関係機関へ要望照会（県レベル団体から会員等に周知依頼含む）

## 受付

- ・ 県レベル団体は医療対策課へ要望書を提出
- ・ 構想区域内関係者は、郡市医師会等を経由し、各保健所へ要望書を提出

## 調整会議

- ・ 各保健所は要望内容を精査（新規事業はヒアリング実施）
- ・ 新規事業は保健所と医療対策課で事前調整（基金充当の適否）
- ・ 要望の評価案を作成して調整会議に付議。結果を医療対策課に送付

## 推進戦略 会議

- ・ 提出された各調整会議の結果と県レベル団体の要望を合わせて、基金事業要望全体を推進戦略会議に付議

## 予算化

- ・ 推進戦略会議の開催結果を踏まえて予算化を検討

## 地域医療介護総合確保基金(医療分)

### <申請に際して留意すること>

- ・ 当事者間での事業に係る認識・調整が不足していないか。(途中で目的が変わってしまう、尻すぼみになる。)
- ・ なぜ当該事業を実施する必要があるのか、具体的な根拠、目的、事業内容が整理されているか。(事業イメージだけの、単なる提案ではだめ。)
- ・ 事業実施後の効果及び次の段階に繋げる体制について、具体性があるか。(事業を実施しただけで、波及させる部分が欠落していないか。)
- ・ 事業内容が単に固定化した経費(人件費等)の付け替え、内部の職員に対する研修、福利厚生で終わっていないか。
- ・ 事業費積算根拠は適正か。(見積書、単価等明確な根拠は必要。)
- ・ 事業実施に関する概要や必要性について、書面で説明できるか。(言葉だけではなく、具体的な資料や証拠が必要。)